

# 平成24年第1回定例会 健康福祉病院常任委員会

## 説明資料

### 《議案補充説明》

頁数

- 1 【議案第41号】認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案について ……1
- 2 【議案第42号】三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の  
一部を改正する条例案について……3
- 3 【議案第43号】三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案について……5

### 《所管事項説明》

- 1 「『みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答 ……7
- 2 みえ県民力ビジョン・行動計画(案)について……別冊
- 3 社会福祉施設等の設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について ……9
- 4 包括外部監査結果に対する対応について……15
- 5 「三重おもいやり駐車場利用証制度(仮称)」(案)について……25
- 6 生食用食肉の取扱について……29
- 7 みえメディカルバレー構想第3期実施計画について……33
- 8 平成24年度健康福祉部所管計画改訂等の予定について……37
- 9 新たな三重県健康増進計画の策定について……41
- 10 医師確保対策について……45
- 11 国民健康保険の財政運営の広域化について……47
- 12 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称)」最終案について……49
- 13 「みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)」最終案について……55
- 14 三重県子ども条例に基づく取組の実施状況について……61
- 15 こどもの発達支援体制の強化について……65
- 16 児童相談体制の強化に向けた取組について……73
- 17 各種審議会等の審議状況の報告について……91

### 《別冊》

(資料1) みえ県民力ビジョン・行動計画(案) (健康福祉部関係分)

(資料2) みえメディカルバレー構想第3期実施計画(案)

(資料3) みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称) (最終案)

(資料4) みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称) (最終案)

(資料5) みえの子ども白書2012(仮称) (案)

(資料6) こどもの発達支援体制の強化について -こども心身発達医療センター(仮称)の整備-

(資料7) 三重県全体の児童相談体制の強化に向けて

～三重県は市町とともに子どもの命と尊厳を守ります～

平成24年3月7日  
健康福祉部

## 1 認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を 改正する条例案について

### 1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に鑑み、認定こども園の認定要件に関する規定を整備するものです。

### 2 改正内容

- (1) 認定こども園の認定要件は、当該認定に係る施設が、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」又は「地方裁量型認定こども園」のいずれかの施設に該当すること及び認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準に適合することとします。
- (2) 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地における公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をすることとします。
- (3) その他規定の整備を行います。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

#### (参考) 認定こども園について

認定こども園とは、保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設であり、都道府県知事がこれを認定します。

#### 「認定こども園」の施設類型

- ①幼保連携型(認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うタイプ)
- ②幼稚園型(認可幼稚園が、保育所的な機能を備えるタイプ)
- ③保育所型(認可保育所が、幼稚園的な機能を備えるタイプ)
- ④地方裁量型(幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ)



## 2 三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正等に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

### 2 改正する条例と改正内容

- (1) ①三重県立草の実リハビリテーションセンター条例  
②三重県身体障害者総合福祉センター条例  
③三重県立小児心療センターあすなろ学園条例  
④旅館業法施行条例

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正等による利用者負担の見直しや、障害児支援の強化に伴い、関係規定を整備します。

#### (2) 三重県障害者介護給付費等不服審査会条例

「三重県障害者介護給付費等不服審査会」の名称を「三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会」に改め、当該審査会において新たに障害児通所給付費等に係る審査請求の事件を取り扱わせることができるよう規定を整備します。

#### (3) その他規定の整備を行います。

### 3 施行期日

平成24年4月1日（一部は公布の日から施行）



### 3 三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

三重県障害者施策推進協議会の設置根拠となる障害者基本法が改正されたことに鑑み、同協議会の委員構成等を見直すなど、関係規定を整理をするものです。

#### 2 改正内容

- (1) 障害者基本法第36条の審議会その他の合議制の機関は、三重県障害者施策推進協議会とする旨を規定し、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、男女構成比の規定を追加します。
- (2) 委員については、法改正により「審議会その他の合議制の機関」の事務内容に「施策の実施状況の監視」が加えられたことから、県の執行機関の職員等が委員となることは適当でないと考えられるため「知事が指定する部内の職にある者及び三重県教育委員会教育長」の規定を削除します。
- (3) その他規定の整備を行います。

#### 3 施行期日

公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日。

#### <参考>

現委員の任期は平成24年6月7日まで



【所管事項説明】

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答

健康福祉病院常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策121	医師確保と医療体制の整備	健康福祉部	<p>医師の確保対策に比べ、医師の偏在解消に向けた取組が弱いように感じられるので、例えば各医療圏の診療科目別の医師数を明らかにするなど、偏在解消に向けた取組についてさらに検討していただきたい。</p>	<p>「各医療圏の診療科目別の医師数」については、国の公表値をもとに二年に一度把握が可能ですので、その数値も参考にしながら、今後設置する三重県地域医療支援センター(仮称)を中心に、医師不足要因や医師需給予測などの分析を行いつつ、教育段階から専門医資格取得等キャリア形成にいたるまで、様々な支援等を行い、医師の不足・偏在解消に一体的に取り組んでいきます。</p>
			<p>県民指標については、最終案で「人口10万人あたりの病院勤務医師数」に変更していただいたが、「各医療圏での医療体制が整っていると感じている県民の割合」にできないものか、改めて検討していただきたい。</p>	<p>病院勤務医師の充足状況が地域医療の充実度をより直接的にあらわしていることから、県民指標については、「人口10万人あたりの病院勤務医師数」とさせていただきます。なお、施策を進める中で、「みえ県民意識調査」の項目の「必要な医療サービスが利用できていると感じる県民の割合」の調査結果も参考としながら、次年度の取組に活かしていきます。</p>
			<p>「変革の視点」の中で、「県民自らが地域の医療を守る行動等につなげていく」という記載があることから、県としてもこうした地域での活動を支援する取組を、基本事業に記載することを検討していただきたい。</p>	<p>基本事業12102「救急・へき地等の医療の確保」の中に、「県民の皆さんの地域医療に対する理解を深め、地域の医療を守る行動等につなげていけるよう取り組みます。」と追記します。</p>
施策141	介護基盤整備などの高齢者福祉の充実	健康福祉部	<p>県の活動指標である「地域貢献活動等に関する研修会参加者数」について、年1回の研修会への参加者数が高齢者の地域貢献活動を測る指標として適当なのか、改めて検討していただきたい。</p>	<p>今後、ますます増加する高齢者が、地域社会における支え合いの担い手として活躍できるようにするには、まずは活動の中心となる人材を増やしていくことが重要であることから、「地域貢献活動等に関する研修会に参加する高齢者数」を指標として取り組んでいきます。</p>
施策142	障がい者の自立と共生	健康福祉部	<p>障がい者の雇用支援については、生活・文化部が主担当の施策331に記載されているが、本施策(142)との一体的な取組についても検討していただきたい。</p>	<p>障がい者支援施策は、福祉、医療、労働、教育、住宅など様々な分野がこれまで以上に連携を強化し、総合的に進めていく必要があるため、県関係部局等からなる「三重県障がい者支援施策総合推進会議」を設置したところ。企業への就労をはじめとする障がい者の就労支援施策についても、関係部局が相互に連携を図り、横断的・一体的に取り組んでいくこととしています。</p>

健康福祉病院常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
施策231	子どもの育ちを支える家庭・地域づくり	健康福祉部	幼児から小学生への支援に比べ、中高生に対する支援が少し弱いように感じるので、中高生の居場所や活動の場をどのように保障していくのかという視点も入れていただきたい。	中高生も対象に含めた事業として、県政の各分野で子どもの声を反映するための「キッズ・モニター」、高校生もボランティアとして積極的な参加を促すフェスティバルの開催、妊娠期からの相談・支援体制の一環としての高校生のピアサポーターの養成などに取り組むこととしており、今後とも、中高生の参画を促す視点をもって施策や事業を推進していきます。
施策232	子育て支援策の推進	健康福祉部	少子化対策という言葉はあまり見られないようになったが、少子化は今の社会で起こっている様々な課題の大きな要因であり、県としてもそこに目を向けて取り組んでいただきたい。	少子化の要因として、結婚や恋愛についての若者の価値観の変容、不安定な雇用や低所得化による経済的な不安を背景にした、晩婚化、未婚化の進行が指摘されています。健康福祉部こども局としては、少子化対策の一環として、誰もが安心して妊娠・出産できる体制づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減等の「子育て支援策の推進」に取り組んでいきます。
施策233	児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部	児童虐待の防止については、「虐待」より広い概念を持つ「マルトリートメント(大人の子どもに対する不適切な関わりを意味する。)」の視点をもって、もう少し幅広く取り組む必要があると考える。	児童虐待防止については、 ①子どもの命や安全を確保するレベル ②問題を重度化、深刻化させないために、関係機関がネットワークを形成し、子どもの見守り、親への支援を実施するレベル ③大人の子どもへの不適切な関わりも含め社会全体へ啓発を実施し予防するレベル といった各段階に応じた対応が必要です。 ①については、児童相談所が法的介入を含め適切に対応していきます。 ②については、市町などが中心となって実施する見守り活動等に対し、県として関係団体と連携しバックアップしていきます。 ③については、思春期保健対策など母子保健分野も含めた幅広い取組を行うほか、三重県子ども条例に基づき、家族や子どもの育ちを支える様々な取組を推進し、地域における適切な養育環境の整備に努めていきます。

### 3 社会福祉施設等の設備及び運営等に関する基準を定める 条例の制定について

#### 1 社会福祉施設等の設備及び運営等に関する基準を県条例で制定する必要性

地域主権推進一括法<sup>※1</sup>の公布に伴い、「児童福祉法」、「老人福祉法」、「障害者自立支援法」等が改正され、これまで厚生労働省令（以下「省令」という。）で規定されていた児童福祉施設や高齢者施設等の社会福祉施設等の設備及び運営等に関する基準を都道府県等の条例で制定する必要性が生じました。

法改正の趣旨は、これまで国が定めていた社会福祉施設等の設備及び運営基準を、地域主権改革の一環として新たに都道府県等が定めるというものです。

ただし、基準を条例で定めるにあたっては、省令で定める「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）、「標準」（通常よるべき基準）、「参酌すべき基準」（十分参照したうえで判断しなければならない基準）などの区分に応じて定める必要があり、都道府県等はこれに応じつつ、地域主権を推進するために、それぞれの地域の実情に基づいた基準を条例で制定する必要があります。

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

#### 2 制定する条例（仮称）について

別紙のとおり

#### 3 条例制定にあたっての本県の考え方

条例制定にあたっては、県内の事業の実施状況、サービスの提供状況を踏まえ、関係者等の意見をうかがいながら、本県の基準を設定していきたいと考えています。

##### (1) 「従うべき基準」及び「標準」とされている基準について

省令で「従うべき基準」や「標準」とされている基準については、省令に沿って、条例制定を行いたいと考えています。

（例：特別養護老人ホームの職員の資格要件、入所者一人当たりの床面積等）

##### (2) 「参酌すべき基準」とされている基準について

省令で「参酌すべき基準」とされている基準については、地域主権推進の観点から、県独自の基準を設定することが必要かどうか検討を行う

ていきます。

なお、「参酌すべき基準」に関して県独自に定めるスタイルとしては、省令の基準を上回る（または下回る）ものとして設定するもののほか、省令にない新たな基準を制定することなどが考えられます。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

- (1) 平成24年3月7日 健康福祉病院常任委員会に条例制定の基本的な考え方について説明
- (2) 平成24年3月 県医療審議会等にて審議
- (3) 平成24年5月頃 県社会福祉審議会等にて審議
- (4) 平成24年6月頃 健康福祉病院常任委員会に条例案の概要を報告
- (5) 平成24年6月下旬頃 パブリックコメントの実施
- (6) 平成24年9月頃 県議会へ関係条例案の提出
- (7) 平成24年10月  
～25年2月 関係機関へ条例内容の周知
- (8) 平成25年4月 条例施行（予定）

【別紙】 新規に制定する条例名（仮称）及び施設名等

〔注〕 下記条例のうち、関係する複数の条例をまとめることや、省令の改正により、条例の内容が変更になることがありますのでご了承ください。

条例名（仮称）	施設名等
児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型障害児入所施設</li> <li>・医療型児童発達支援センター</li> <li>・福祉型児童発達支援センター</li> <li>・障害児通所支援</li> </ul>
児童福祉施設の設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産施設</li> <li>・乳児院</li> <li>・母子生活支援施設</li> <li>・保育所</li> <li>・児童厚生施設</li> <li>・児童養護施設</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> <li>・児童自立支援施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> </ul>
養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> </ul>
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム</li> </ul>
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）</li> </ul>
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> </ul>
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定介護療養型医療施設</li> </ul>
軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽費老人ホーム</li> </ul>

条例名(仮称)	施設名等
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul>
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問介護</li> <li>・介護予防訪問入浴介護</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・介護予防通所介護</li> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> <li>・介護予防短期入所療養介護</li> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・介護予防福祉用具貸与</li> <li>・介護予防特定福祉用具販売</li> </ul>
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害福祉サービス事業所</li> </ul>
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害者支援施設</li> </ul>
障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター</li> </ul>
障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ホーム</li> </ul>

条例名(仮称)	施設名等
障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する条例	・障害者支援施設
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例	・障害福祉サービス事業
婦人保護施設の設備及び運営に関する条例	・婦人保護施設
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する条例	・救護施設 ・厚生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設
医療保護施設の設備及び運営に関する条例	・医療保護施設
医療法に規定する設備及び運営に関する条例	・病院 ・有床診療所 ・診療所 ・療養病床診療所
食品衛生法に規定する設備及び運営に関する条例	・食品衛生検査施設
移動等円滑化のための県道の構造の基準に関する条例	・道路(県道)
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例	・特定公園施設



## 4 包括外部監査結果に対する対応について

平成22年度包括外部監査結果に対する対応結果について報告します。

なお、平成23年度包括外部監査については、「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」をテーマに実施されましたが、健康福祉部においては対象となる事務はありませんでした。

### 1 平成22年度実施テーマ

「研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理」

### 2 健康福祉部関係の指摘事項

- 保健環境研究所に対する個別指摘事項は12件（結果4件、意見8件）<sup>(注1)</sup>でした。
- 各研究機関に対する共通指摘事項9件のうち、保健環境研究所に対する指摘事項は7件（結果1件、意見6件）でした。

#### 【個別】

- ・勤務予定報告の押印漏れについて（意見）
- ・予定価格の算定における経済面への考慮について（意見）
- ・1者応札の契約に関する取扱について（意見）
- ・切手の管理について（結果）
- ・切手の管理について（意見）
- ・研究室のセキュリティについて（意見）
- ・備品シールの貼付されていない備品について（結果）
- ・備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について（意見）
- ・鉍泉分析手数料の改訂について（意見）
- ・鉍泉分析の手数料表示について（結果）
- ・研究評価に関するホームページの説明について（結果）
- ・研究評価に関する追跡評価について（意見）

#### 【共通】

- ・需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について（意見）
- ・知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について（結果）
- ・知的財産に係る台帳の充実化について（意見）
- ・知的財産継続保持の判断について（意見）
- ・知的財産の実施許諾料の見直しルールについて（意見）
- ・研究テーマごとの支出把握について（意見）
- ・情報管理に関する研究所固有の取り組みについて（意見）

（注1）結果：三重県の条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項  
意見：監査人としての意見を述べたもの

### 3 指摘事項に対する対応結果

指摘を受けた事項については、全て対応済みです。

平成22年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 各研究開発機関の監査の意見及び指摘		
1. 保健環境研究所		
(1) 勤務予定報告の押印漏れについて【意見】		
<p>業務補助職員及び嘱託職員については、月末に翌月の勤務予定報告を提出するが、補助職員及び各々の所属長の押印及び確認が全く残っていないものが散見された。</p> <p>責任の所在を明確にするという観点から、文書をチェックした場合には押印を付す等の証跡を残すことが望ましい。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>業務補助職員等の勤務予定報告については、平成22年度から総務事務システムにより業務補助職員等が自ら勤務予定日を登録し、所属長が同システムにおいて承認することとしています。</p>	健康福祉部
(2) 予定価格の算定における経済面への考慮について【意見】		
<p>委託業務について、前年度の契約先から見積もりをとることが多いことなどから、業務内容が変わらない限り、予定価格は一定にしている場合が多いとのことであるが、より経済的に業務委託をするためには、前期の実績工数を提示させ、前期見積と比較するなどにより無駄に工数がかかっているか、見積が過大ではないかどうかを検討することが望ましい。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>予定価格を設定するための積算については、過去の実績工数、市場調査等により精査し、適切な会計事務に努めています。</p>	健康福祉部
(3) 1者応札の契約に関する取扱いについて【意見】		
<p>一般的に1者応札の場合には、毎年同一業者が入札する傾向にある点及び落札率が高止まりする傾向にある現状を踏まえると、次のような対応をとることが考えられる。なお、下記のa及びbが入札をより有意義なものにするための工夫であり、一方、cは、随意契約の方が優位であることを示すことができるときのみにとる対応である。</p> <p>現状、契約関係の諸手続については、県の会計規則における要求事項に準じているため下記の意見については、研究所のみの独断で対応できるものではないものが含まれている。そのため出納を所管する部署が主導して研究所と協議の上で検討することが望ましい。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>研究所で購入する機器類は、専門性が高く特殊な機器が多いため、入札業者が限られる傾向にありますが、公平性、透明性、競争性の観点から原則一般競争入札を実施しています。</p> <p>1者入札の場合には、「三重県物件関係1者入札の対応について」に基づき対応しています。また、併せて、1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録しています。</p>	健康福祉部 出納局

a 品質の向上と入札参加範囲が両立できる範囲内での入札参加条件の緩和が考えられる。入札参加範囲とは、例えば、過去に業務を請け負った業者に限定しない、といったことである。

b 関連する事業者・業界団体へのアンケート調査・ヒアリングが考えられる。例えば、入札参加登録業者に対して、以下のような内容のアンケートやヒアリングを行うことが考えられる。

- ① 一般競争入札の発注情報をどこで知ったか
- ② 発注情報を得ていたにもかかわらず、一般競争入札に参加しなかった時の理由
- ③ 現行制度の不満点はあるか

なお、②については、アンケートを有用なものとするために、「業務範囲外のため参加しなかった」という理由は除く必要がある。

c 特殊な技術やノウハウが要求されるため、1者応札しか見込めない業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく、随意契約への変更が考えられる。

ただし、この理由が相当であるか否かについては、慎重に判断しなければならない。例えば、1者応札しか見込めない現状であって、それが特殊な技術やノウハウが要求されるという理由になるのであれば、每期、その理由について継続的にそのことがいえるかどうかの判断を行う必要がある。そして、このような手続上のインフラを整備した上で、随意契約への変更措置をとらなければならない。この際、次のようなことに留意することが望ましい。

- ① 契約に関する会議の際には、特に議事録は要求されていないが、契約方法の検証は非常に重要なことであることから、議事録をとる必要がある。しかし、いつ、誰が、どのようなことを、どのように、何を決定したかを明確にする必要がある。そして、可能であれば、金額が大きいなどの、重要な委託業務などについては、議事録の要旨をホームページ上で公開する
- ② 他社との競争が可能な部分については、切り離して発注する

なお、一般競争入札が原則であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号への変更については、出納局と十分協議し、慎重に対応していきます。

(参考)

◎【出納局】

入札参加者が1者になった場合の対応方法を規定した「三重県物件関係1者入札対応について」を各所属に改めて周知するとともに、各所属が1者入札の有効性を判断したときはその理由を具体的に記録するよう指導しました。

なお、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約への変更については、地方公共団体が行う物件関係の調達是一般競争入札が原則であることから、今後も各所属と十分協議し、慎重に判断していきます。

(4) 切手の管理について

【結果】

郵券証書類（切手）の受払簿（平成22年3月分）について上席者の承認が漏れていた。  
切手は、換金が容易であり流用の危険性が高い資産であるため、いかなる理由であっても、上席者による承認は欠かすべきでない。

◎【健康福祉部】  
改めて三重県会計規則、事務決裁委任規則を遵守し、適正に処理することとし、この旨所長から全職員に周知しています。

健康福祉部

【意見】

100円切手については年間使用実績（406枚）の3倍以上（1,300枚）も年間で購入しており、一般的に出先機関は、職員による不正流用を防止する観点からは多額の現金等を保有すべきではないと考えられる。この点、切手は即時に換金可能な資産であるため、その購入は必要最小限にとどめることが望ましい。

◎【健康福祉部】  
切手購入にあたっては、計画的かつ必要最小限の枚数を購入しています。また、平成2-3年度からは原則として後納郵便制度を利用しています。

(5) 研究室のセキュリティについて【意見】

研究所はセキュリティ会社に警備を委託しており、夜間は人の出入りに反応する赤外線センサーが働いているが、日中は当該機能は働いておらず、薬品を扱う研究室を含む使用頻度の高い部屋は施錠されていないことが判明した。また、棟入口に人や警備員はおらず、日中は棟への出入りが実質的に自由となっている。  
研究室は入り組んでおり研究者の人数も少ないため、外部の者の入室に気付かないおそれがある。  
また、保健環境研究所は三重県環境学習情報センターとの合同庁舎となっているため、他の研究所に比べ外部の人間が出入りする頻度は高い。さらに、他の研究所に比べ扱う研究対象の危険性が高い。  
扱う薬品数が他の研究所に比べ非常に多いため、それを随時鍵のかかる場所に保管するにも限界があると考えられるため、人のいない部屋についてはこまめに施錠する等改善策を講じることが望ましい。

◎【健康福祉部】  
研究所職員に対して、使用していない部屋の施錠等の管理を周知・徹底しています。

健康福祉部

(6) 備品シールの貼付されていない備品について【結果】		
<p>現物は全てあったが、1点管理番号シールの貼付されていない備品（ノートパソコン）が発見された。</p> <p>ノートパソコンは持出し可能なものであり、個人流用が可能な資産である。管理番号シールの貼付により、研究所の所有であることを明確化することが必要である。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>備品シールが貼付されていない備品には、備品シールを貼付し、三重県会計規則に基づく適正な備品管理を行っています。</p>	健康福祉部
(7) 備品の現物確認に関する規程の整備の必要性について【意見】		
<p>備品の現物確認の実施に関するマニュアル等はなく、各研究所がそれぞれ独自の方法により行っていることが判明した。</p> <p>備品についてその使用状況を定期的に現物で確認し、廃棄すべきものの峻別を行うためのルールを定めることが望ましい。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>三重県会計規則に基づく自己検査要綱において、備品の現物確認を年1回行うとともに、使用状況の確認を行い適正に管理しています。</p>	健康福祉部
(8) 鉾泉分析手数料の改訂について【意見】		
<p>分析に係る手数料については、平成17年度以降、改訂には至っていない。改訂の判断に際して作成された資料は特に保管されておらず、上記の説明に従って改訂の要否が判断されているか否かを文書によって確かめることが出来なかった。</p> <p>手数料改訂の要否を検討した資料について、その結論に至る過程が明確となるよう、決裁書類等として整理・保存しておくことが望まれる。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>分析に係る手数料の改定にあたっては、改定の要否にかかわらず、手数料の積算根拠、その判断の基準等の資料を決裁し保存しています。</p>	健康福祉部
(9) 鉾泉分析の手数料表示について【結果】		
<p>手数料条例（別表）の1項目（二、イ、（へ）鉾泉分析）について、条例記載額に消費税が加算されていなかった。税込表示となっているものは当該1項目のみであり、別表上の金額が税込表示か税抜表示かも明記されていないことから、検査依頼者が手数料金額を正確に把握することができない。内税・外税、いずれの表示であるかを明記すべきである。</p>	<p>◎【健康福祉部】</p> <p>手数料条例（別表）二、イ、（へ）鉾泉分析についても、税抜金額での表示に整理しました。</p>	健康福祉部

(10) 研究評価に関するホームページの説明について【結果】

保健環境研究所では、研究所における調査研究課題の設定、調査研究の内容、調査研究成果の有用性等について評価を行っている。  
当該研究評価結果はホームページ上でも開示されているが、下記の点で記載に誤りがあることが発見された。  
① 科学技術研究評価委員会は組織改革が行われる平成19年度以前に設置されていたものであり、現状は存在しない。  
② 現行の規程上「追跡評価」という制度はない。研究の追跡は全ての研究課題において行っており、データ化して共有されているが、特に評価という形式はとられていない。  
ホームページ上の記載誤りについて、現状に沿うように修正すべきである。

◎【健康福祉部】  
ホームページの記載事項の誤りは現状に沿うように修正するとともに、変更が生じた場合、速やかに修正しています。

健康福祉部

(11) 研究評価に関する追跡評価について【意見】

現状の規程では追跡評価にあたる規程がないが、現在実施されている追跡情報の共有化について、内規等で明文化していくことが望ましい。

◎【健康福祉部】  
追跡評価の取扱については、調査研究成果の普及・活用を促進するため「フォローアップ調査」として保健環境研究所研究調査評価委員会設置運営要領に位置づけ実施しています。

健康福祉部

II. 研究所共通の意見及び指摘

(1) 需用費（消耗品費）及び備品購入費の予定価格の算定根拠について【意見】

一般競争入札を行った案件について、落札率が高いものが散見された。落札率が高いと、十分な競争性や経済性が確保されていないのではないかという疑問が生じる。  
各研究所では、見積書やカタログ、インターネットでの検索や業者への問い合わせによって価格を設定し、その価格をもとに予定価格を決定しているとのことであった。  
(ア) 見積書やカタログより決定している場合  
特注品等の多くの企業が扱っていないものや比較的高額なもの等、一部のケースについては、取扱業者から見積書入手し、その価格をもとに予定価格を決定してい

◎【健康福祉部】  
入札の経済性、競争性、公平性を期するために、予定価格の算定については、実勢価格、市場価格等を適切に調査して積算するとともに、当該積算資料を添付し、適切な会計事務に務めています。

健康福祉部

環境森林部

農水商工部

出納局

(参考)  
◎【出納局】  
三重県では、平成19年6月から物件関係の入札参加資格者名簿を廃止して広く入札参加者を求めています

る。その見積書は購入伺に添付されることで証拠として残される。  
ただし見積書の妥当性については特に検討方法はルール化されておらず、見積書の金額をそのまま予定価格とするか、見積書よりいくらか下回る金額を予定価格としているケースが多い。

(イ) インターネットや口頭確認により決定している場合  
多くの企業が扱っているものを購入する場合に、インターネットでの検索結果等をもとに予定価格を決定しているケースが見られる。インターネット等にて得た情報については、特に取り扱いが決まっておらず、それらの情報から決定した予定価格については、根拠書類が残されていない。

また、研究所においても、特に予定価格の算定に関する明確な規程はなかった。予定価格は落札決定する基準となる数値であり、その適正化は入札の競争性や経済性を確保するためには重要となる。

予定価格は、「予算の範囲内で、契約の目的になるものについて、取引の実勢価格、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする」ものであり（「三重県会計規則運用方針」より）、その定義に則って積算を行い、妥当な予定価格を決定することが望まれる。予定価格が不当に高すぎると落札率が高止まりし、参加業者の経費削減努力が損なわれるとともに、予定価格の漏洩の疑いが生じてしまう。また、不当に低すぎると入札が成立せず、再入札になり、余分な経費がかかってしまう。特に入札参加者が少数であることが予想される場合においてその業者から入手した見積書のみで予定価格を決定することは、予定価格の漏洩につながり、参加業者の経費削減意欲が損なわれてしまう。

入札の経済性、競争性、公平性を期すためにも、予定価格については数社の見積書を取る等、その妥当性を十分に検討する必要があると思われる。また、次回同じような物品を購入する際の参考になるため、文書として残しておくことが望ましい。

また、予定価格の算定過程について明確な規定がないため、予定価格の算定過程について三重県にて明確な規定を設けることが望ましい。

が、平成24年4月からは県の物件関係契約では随意契約も含めて原則として「電子調達システム利用登録事業者」若しくは「財務会計システムの共通債権者（物件契約）」を対象に発注することとしており、契約相手方の情報の適切な把握・管理に努めます。

(2) 知的財産管理事務取扱マニュアルの更新について【結果】

三重県においては、平成20年において三重県科学技術振興センターが廃止されているが、知的財産管理取扱マニュアルや知的財産管理事務取扱要領に記載されている名称が「科学技術振興センター」の名称で現状も記載されており、組織改編に伴う更新がなされていない。

各研究所においては、現時点においても当該マニュアルに準拠した事務処理を行っているが、現状の組織形態と合致していないため形式上は各研究所が準拠すべきマニュアルかどうか不明確である。

組織再編に応じてマニュアル類を適切に更新していく必要があるとともに、各研究所単位で管理していない事項については業務に不足が生じないように本庁にて管理していることを明確にする必要がある。

◎【健康福祉部】

平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル（知的財産管理事務取扱要領を含む）」に基づき適切な事務処理を行っています。

健康福祉部  
農水商工部  
環境森林部

(3) 知的財産に係る台帳の充実化について【意見】

知的財産の管理台帳として、各年度の収入が記載された表（「試験研究機関等が保有している知的財産権の実施許諾数」と、登録補償金及び各年度の登録料が記載された「特許等登録年金一覧表」が確認されたが、当初申請時から現在に至るまでの累積費用も合わせて管理し、特許取得全体に関する収益性をより明確に把握することが望ましい。

◎【健康福祉部】

知的財産の管理台帳については、農水商工部で一括管理しています。

平成22年度以降に出願した特許等については「特許等知的財産経費一覧表」を新たに作成し、出願から取得、維持、消滅に至るまでの一連の経費を管理し、収益性がより明確になるよう改善されています。

なお、保健環境研究所においては、平成22年度以降に特許等の出願実績はありません。

健康福祉部  
農水商工部  
環境森林部

(4) 知的財産継続保持の判断について【意見】

特許権継続の判断において、現状、維持費を上回る収入がないものは原則取り下げという慣習があるが、特に明文化は行われていない。内規等により目安を例示することが望ましい。

◎【健康福祉部】

平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記され、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。

健康福祉部  
農水商工部  
環境森林部

(5) 知的財産の実施許諾料の見直しルールについて【意見】

知的財産の許諾使用料について、特許権、意匠権、実用新案権については「県特許権等の実施許諾に関する取扱要領」にて規定されており、農業研究所で保有している育成品種にかかる許諾使用料については、「三重県職務育成品種に関する運営要領」及び「職務育成品種規程の細部運用の規程」の第2の2及び「三重県職務育成イチゴ品種「かおり野」に関する運営許諾要領」第4に定めている。

しかし、各要領においては許諾使用料の見直しには触れられておらず、見直しに関する明確なルールが定められていない。

知的財産に係る使用料を算定するための実施料率等に関しては状況に応じて見直されるべき要素が含まれているケースや市場の動向を考慮して設定しているケースもあるとのことであり、要領等において定期的に見直しを行うことを明文化したうえで見直しを実施することが望ましい

◎【健康福祉部】

平成23年3月31日付けで改正された「知的財産管理事務取扱マニュアル」に明記され、新しいマニュアルに基づいて適切な事務処理を行っています。

健康福祉部  
農水商工部  
環境森林部

(6) 研究テーマごとの支出把握について【意見】

一部の研究所では、研究テーマごとの支出実績について、エクセル等で管理を行っていたが、事務手続きにおいて義務付けられているものではなく、自主的に行っているとのことであった。他の研究所においては、研究所全体の支出についての把握は行っているものの、研究テーマごとの支出についての管理は行われていなかった。

研究テーマごとの支出実績管理は、研究テーマがどの程度のコストで達成されるかを把握するために有用な情報であり、かつ、県費が適切に使用されているか否かを計るためには重要な要素であるため、いずれの研究所においても実施されることが望ましい。

しかしながら、研究テーマごとに支出実績を把握している研究所においても、研究員の人件費については研究所の予算管理の中に含まれておらず、支出実績額としても把握されていないこと、業務補助職員等についても、勤務時間を、明確に特定の研究テーマに関連付けられない。

そのため、いずれの研究所においても研究テーマごとの成果については、その評価制度が確立しているが、研究所にて取り組んでいるテーマにどれだけのコストがかけられているか、コストに見合った効果が得られているか、という費用対効果の側面については残念ながら計られていない。

研究テーマごとの勤務実績管理を精緻に行うことは容易ではないが、まずは、業務日報を行うなどしてより正確なコスト管理を志向し、さらに意義深い研究評価をすることが望ましい。

◎【健康福祉部】

研究テーマごとの費用対効果の評価については、研究計画書や研究工程表等を用いて、平成23年度新規研究からは人件費を含めたコスト面からも評価を行っています。

健康福祉部  
農水商工部  
環境森林部

(7) 情報管理に関する研究所固有の取組について【意見】

「情報セキュリティ実施手順」作成の対象外（三重県が組織として管理する情報システム及びネットワークの範囲外）とされる畜産研究所・保健環境研究所においては「情報セキュリティ実施手順」は作成されていない。しかし、このような研究所においても、例えばUSB等の利用によって重要な研究データを流出する危険性や、火災等により滅失する可能性は否定できないため、「情報セキュリティ実施手順」に準じ、情報の重要性について検討することが望まれる。

また、「情報セキュリティ実施手順」を作成している研究所についても、詳細な情報管理マニュアルの作成が必須であると結論付けている研究所はなく、工業研究所が独自で記載したマニュアルを作成しているのみである。しかし、研究所においては、知的財産など重要な情報資産に該当する機密情報を保有していると考えられるため、このような特性を持った情報の重要性についても再考することが望まれる。そして、重要と判断された情報資産については、特別なセキュリティ対策を講じるとともに、情報の外部バックアップを実施する等の対策が求められる。

個々の研究所の実態や情報資産の質に応じて、情報セキュリティ対策を記載したマニュアルや要領の作成の必要性について検討することが望まれる。

◎【健康福祉部】  
情報の重要性、情報資産の質に応じた情報セキュリティ対策をはかるため「情報管理マニュアル」を規定し、情報管理に取り組んでいます。

健康福祉部  
農水商工部  
環境森林部

## 5 「三重おもいやり駐車場利用証制度(仮称)」(案)について

### 1 パーキングパーミット制度の概要

パーキングパーミット制度（駐車場利用証制度）は、身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、車いす使用者用駐車区画を利用できる方に利用証を交付する制度です。

当制度の導入により、車いす使用者用駐車区画を利用できる人を明らかにし、駐車区画を利用しやすくすることをめざしており、本県では、平成24年度において導入することとしています。

全国状況では、平成24年2月末現在、26府県で導入されており、近県では、福井県、静岡県（焼津市、藤枝市で先行実施）、京都府で導入されています。

当制度の導入にあたっては、駐車場利用証をどのような方にどのような利用証を交付するのかなどを決定する必要があります。

### 2 検討の状況

これまで、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき設置された三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下、推進協議会という。）における議論を踏まえ、導入に向けた具体的な制度内容の検討を進めてきました。

その中で、障がいのある方や妊産婦の方など当事者の方の意見を始め、市町や県内の主だった企業等の意見もおうかがいしながら制度内容への反映に努め、制度の名称を「三重おもいやり駐車場利用証制度(仮称)」として、制度案を策定したところです。

#### 【検討経緯】

平成22年10月18日 制度導入を求める請願が県議会で採択

平成23年 8月29日 推進協議会

〃 10月18日～11月8日 市町個別訪問、説明（1回目）

〃 10月27日 推進協議会（委員による先進地視察）

〃 11月16日 推進協議会

〃 11月22日 市長会への説明

〃 12月上旬～1月中旬 当事者・団体等からの意見聞き取り

平成24年 1月19日～30日 市町個別訪問、説明（2回目）

〃 1月24日 町村会への説明

〃 1月下旬～2月中旬 主だった企業等からの意見聞き取り

〃 2月14日 推進協議会（意見取りまとめ）

### 3 「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」（案）の概要

別紙のとおり

### 4 今後のスケジュール等（予定）

平成24年3月7日 制度案を健康福祉病院常任委員会で説明

平成24年3～4月 制度案のパブリックコメントの実施

平成24年6月 パブリックコメントの意見を踏まえ、健康福祉病院常任委員会に報告

平成24年6月末 「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」の確定

平成24年7～8月 「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」の周知、協力要請

平成24年9月 制度の開始

制度の開始に向けては、市町やユニバーサルデザインアドバイザーなどさまざまな主体と連携して制度の定着に向けた普及啓発活動を実施するとともに、スーパーマーケットなどの商業施設や、金融機関、医療機関等を中心に、協力施設となっていただくよう要請していきます。

これら、周知や準備のための期間を設けたのち、平成24年9月の制度開始をめざしていきます。

# 「三重おもいやり駐車場利用証制度（仮称）」（案）の概要

## ○交付対象者及び有効期間

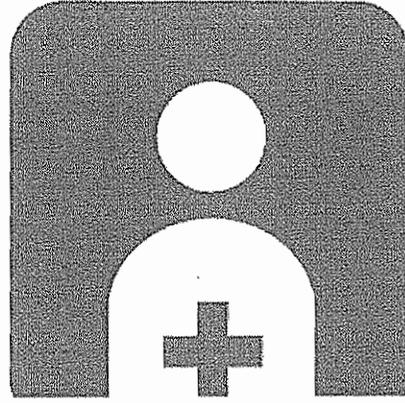
歩行が困難で以下の基準に該当する方

区分		交付要件	有効期間	
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	5年 ※5年ごとに更新可	
	聴覚または平衡機能の障がい	聴覚障がい		3級以上
		平衡機能障がい		5級以上
	肢体不自由	上肢		2級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		2級以上
		移動機能		6級以上
	心臓機能障がい	4級以上		
	じん臓機能障がい	4級以上		
	呼吸器機能障がい	4級以上		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上		
	小腸機能障がい	4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上		
肝臓機能障がい	4級以上			
知的障がい者	療育手帳の障がいの程度欄が「A」の方			
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障がい区分が「1級」の方			
高齢者	介護保険の要介護状態区分が「要介護1～5」の方			
難病患者	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者			
妊産婦等	産前4ヶ月～産後6ヶ月の方 ただし、6ヶ月未満の乳児を同乗させる場合に限り母親以外の保護者も使用可	産前4ヶ月～産後6ヶ月		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な方	必要な期間 (更新を可とするが最長1年の範囲内に限る)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の証明書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	最長5年 (更新可)		

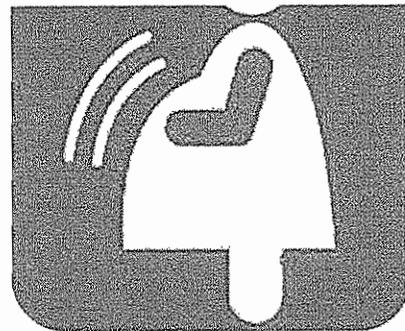
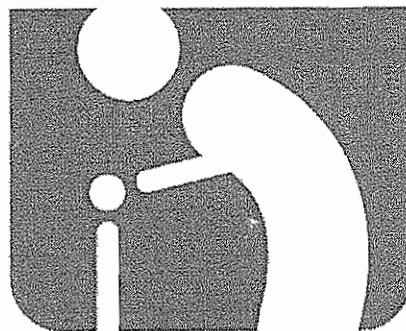
※ 文字、デザインは緑色を考慮しています。

(仮称)

# おもいやり駐車場利用証



## 利用証のイメージ



有効期限 平成 99 年 12 月

No. 01-000001



三重県